

第3回（平成28年度第2回）小金井市男女平等推進審議会

平成28年7月12日（火）午前10時

場所：市役所本庁舎3階第一会議室

次 第

1 議 題

- (1) 第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（平成27年度実績）について
ア 評価と意見
- (2) （仮称）第5次男女共同参画行動計画（骨子案）について
- (3) 計画案検討スケジュールの確認

（配付資料）

資料1 第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（平成27年度実績）

資料2 （仮称）第5次男女共同参画行動計画骨子構成案

資料3 （仮称）第5次男女共同参画行動計画案検討に係るスケジュール（案）

参考資料

（仮称）小金井市 第5次男女共同参画行動計画

骨子構成案

現時点での構成案であり、
今後の審議検討等により
変更の可能性があります。

平成27年7月時点

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	4
第2章 小金井市の現状	5
1 人口等の推移	5
2 アンケート結果概要	12
3 前期計画期間の取り組みと課題	15
市民参加による推進事例	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本目標	21
3 計画の体系	22
第4章 施策の展開	25
第5章 計画の推進にむけて	25

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- ・第4次計画の計画期間満了に伴い、計画期間中に生じている新たな法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として第5次計画を策定します。
- ・計画の内容は、国の第4次基本計画、女性活躍推進法の成立などに対応するとともに、前年度実施したアンケート結果を基礎資料とし、前期計画策定後の社会状況の変化に対応した内容とします。

【国の動向】

第4次基本計画の策定

女性活躍推進法の制定

2 計画の位置づけ

- ・本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ・市の第4次基本構想・後期基本計画（小金井しあわせプラン）における施策の大綱の一つである「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。

3 計画の性格

- ・本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ・本計画は、「男女共同参画基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ・本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下DV防止法）」第2条第3項に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ・また本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。
- ・本計画は、市民アンケート調査結果、市民懇談会、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。

4 計画の期間

平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

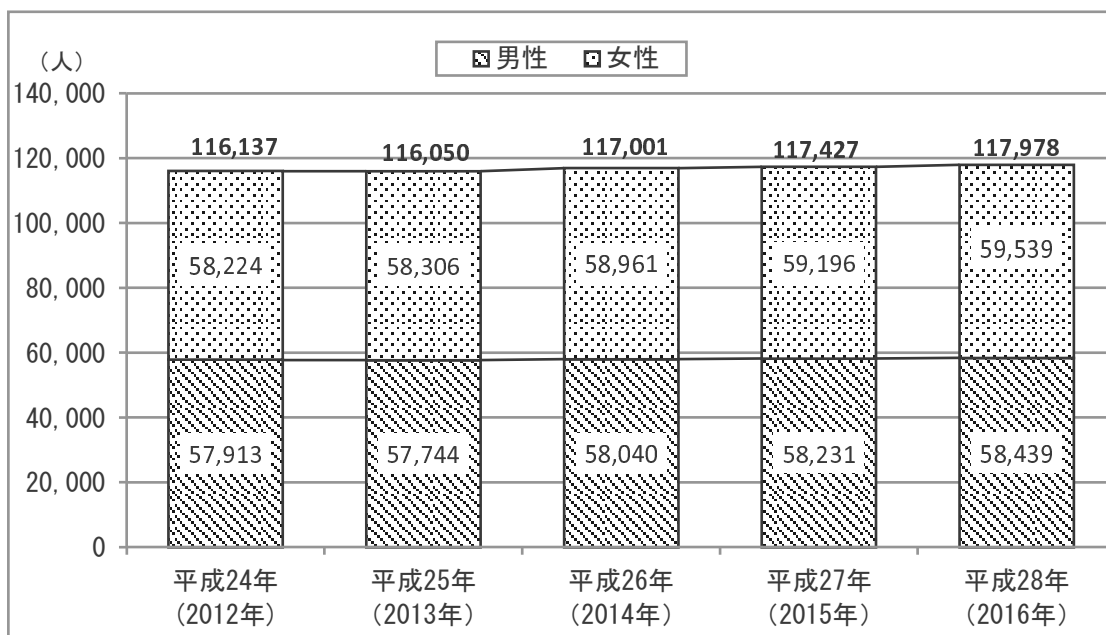
第2章 小金井市の現状

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

市の人口はおおむね 117,000 人で推移しており、平成 28（2016）年 1 月 1 日現在、117,978 人となっています。

＜男女別人口の推移＞

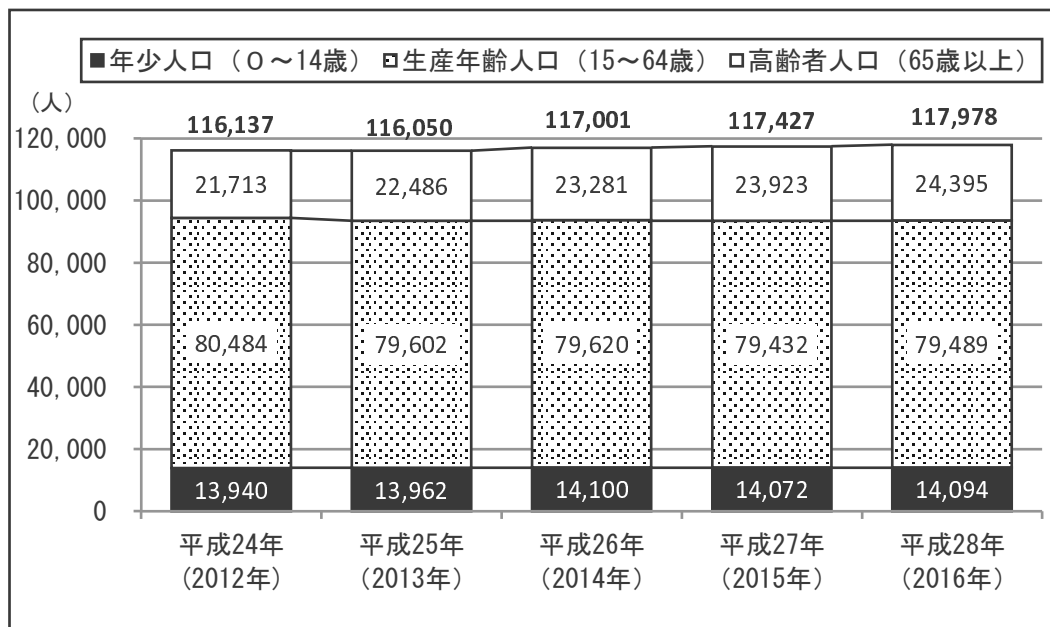


出展：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

(2) 年齢3区分別人口の推移

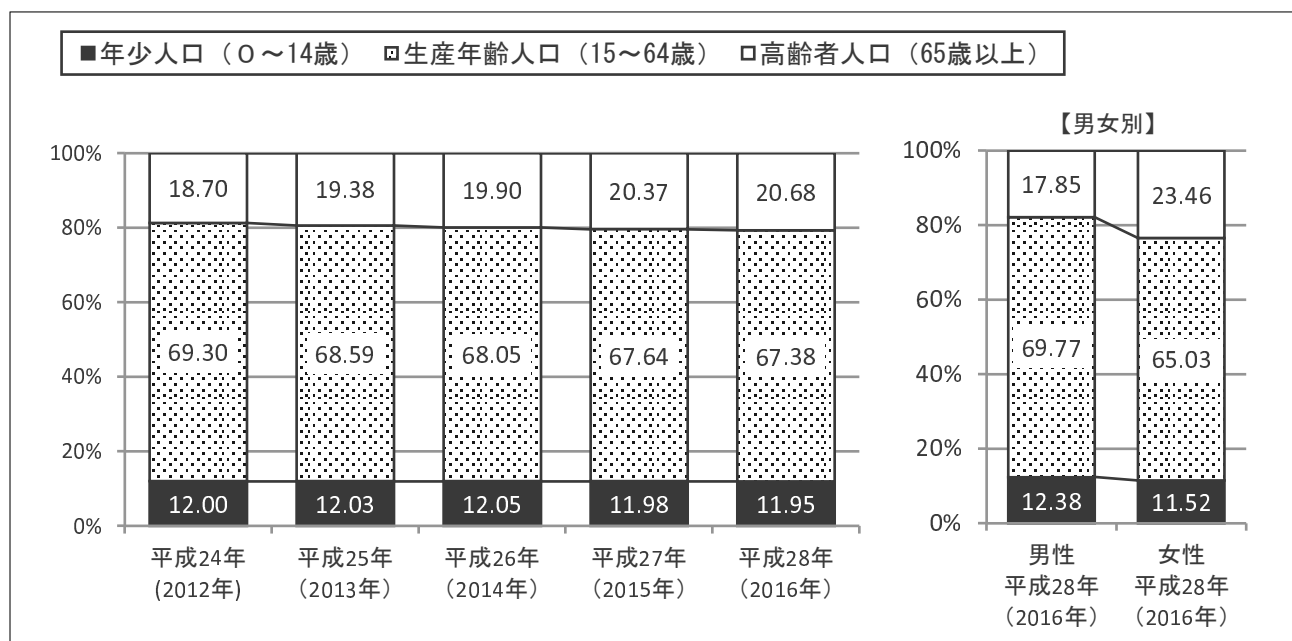
年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の人口はあまり伸びておらず、高齢者人口（65歳以上）が増加しています。高齢化率は平成28（2016）年現在20.68%となっています。またこれを男女別にみる、と女性の高齢化率は23.46%と男性より多くなっています。

<年齢3区分別の人口の推移>



出展：住民基本台帳（各年1月1日）
※年齢不詳を除く

<年齢3区分別の人口構成割合の推移>

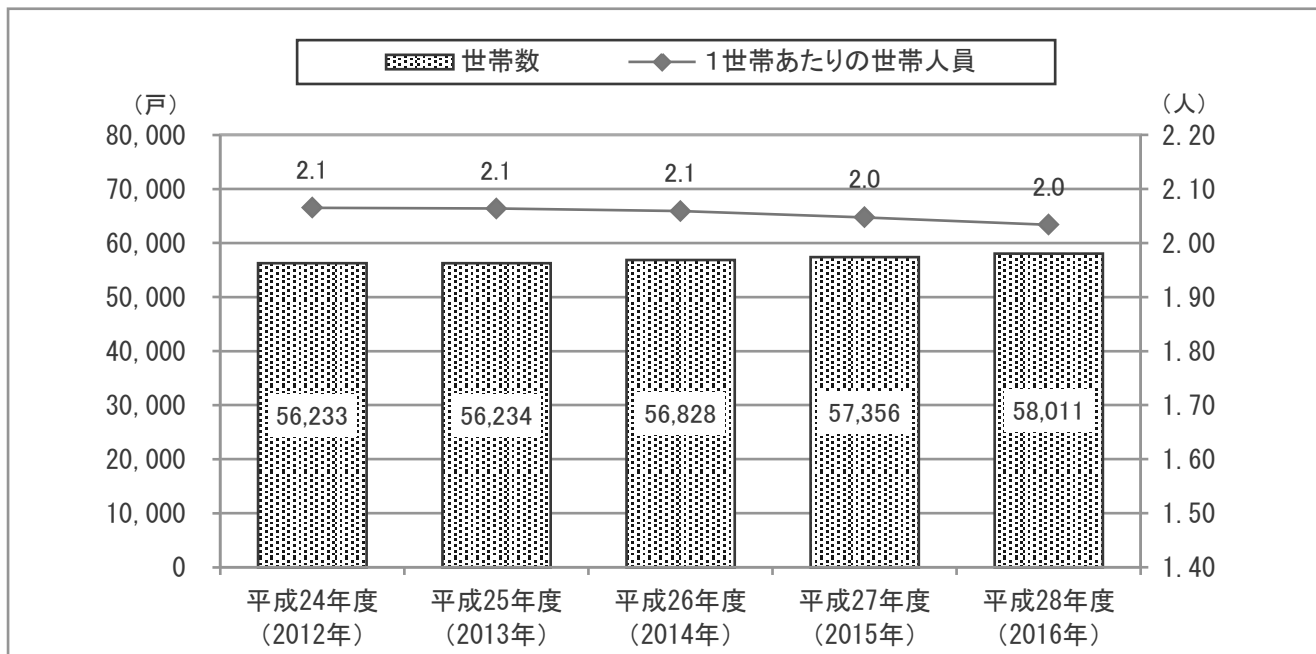


出展：住民基本台帳（各年1月1日）
※年齢不詳を除く

(3) 世帯の推移 (住民基本台帳)

世帯数は増加傾向にあり、平成 28 (2016) 年時点で 58,011 世帯となっています。一方、1 世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、平成 28 (2016) 年では 2.0 人となっています。

＜世帯数、1 世帯あたりの世帯人員の推移＞

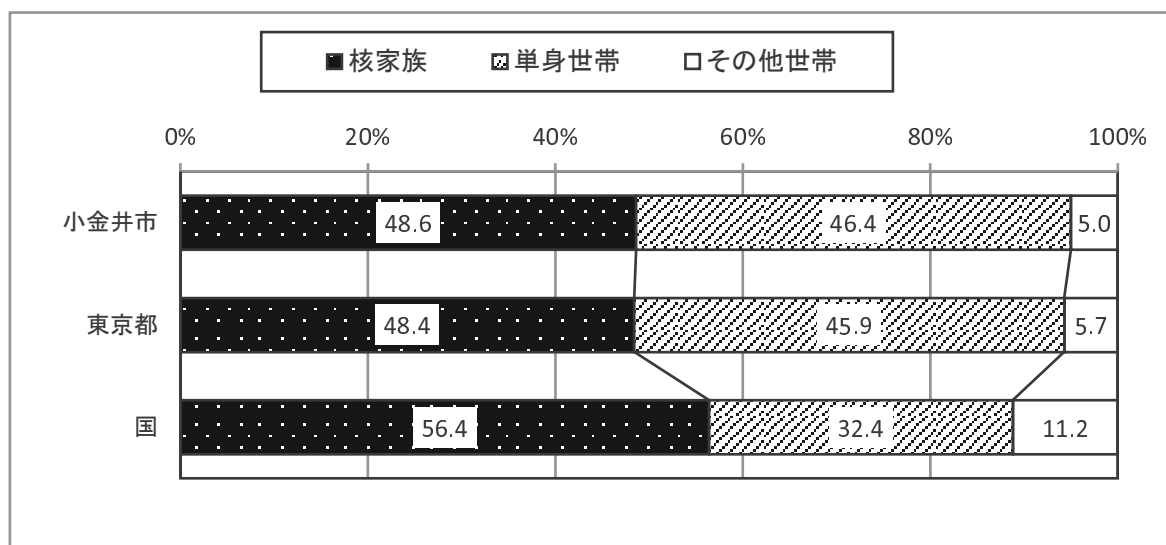


出展：住民基本台帳 (各年 1 月 1 日)

(4) 家族類型

家族類型をみると、核家族と単身世帯がそれぞれ 4 割半ばを占めています。単身世帯の割合は東京都よりもやや高く、国と比較すると 14 ポイント高くなっています。

＜世帯の家族類型別割合＞

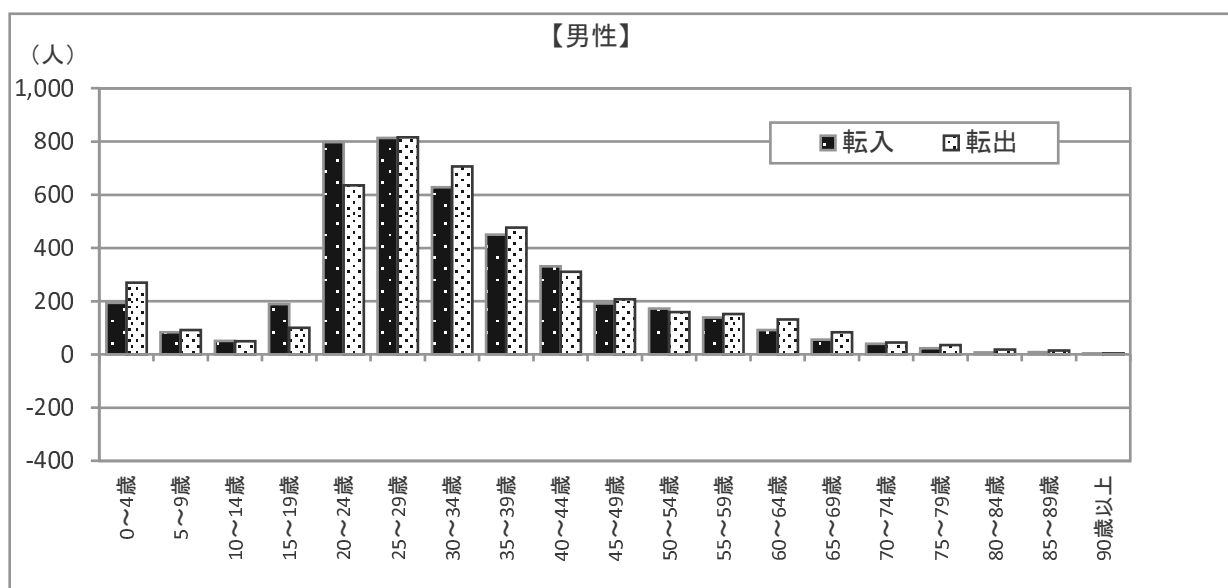
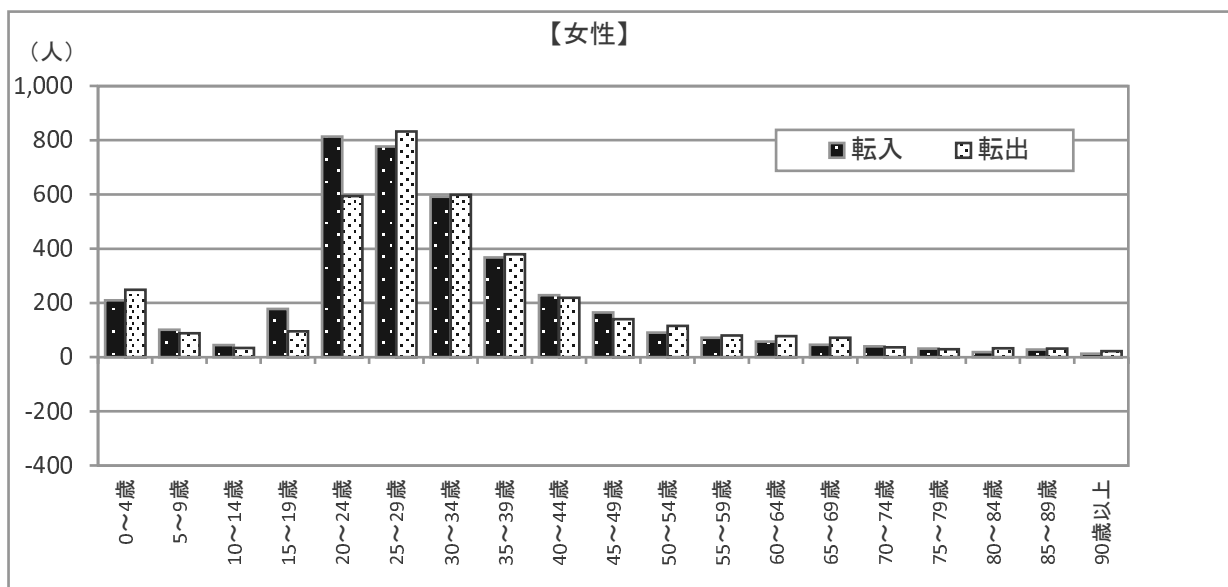


出展：平成 22 年国勢調査

(5) 転入・転出数

平成 27 (2015) 年の転入・転出状況を見ると、男女とも特に 20～24 歳で転入が多くなっています。またそのすぐ上の世代では、転入は多いものの転出も多く、女性では 25～34 歳、男性では 30～34 歳という若い世代の転出が多くなっています。

<男女別・5歳階級別の転出者・転入者数：平成 27 年（2015 年）>

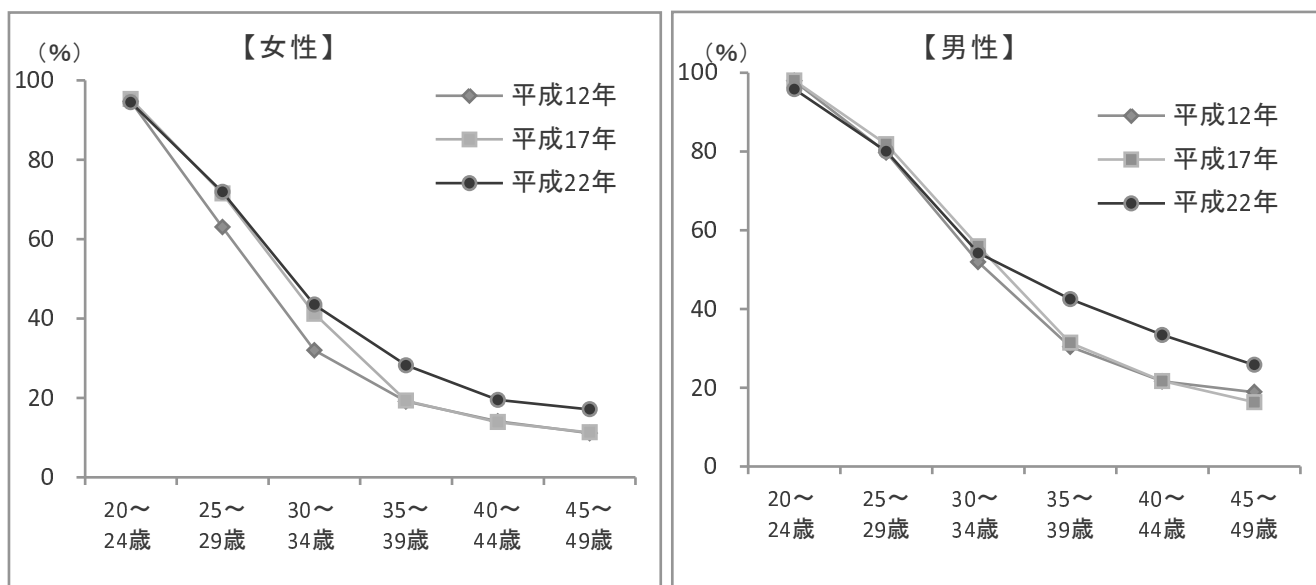


出展：住民基本台帳人口移動報告

(6) 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、平成17年から平成22年にかけて、男女とも特に35歳以上の層において未婚率が上昇しています。なお、未婚率を東京都の平均と比較すると、男性は全年代で、女性は35歳未満において東京都よりも高い値となっています。

＜男女別 未婚率の推移＞

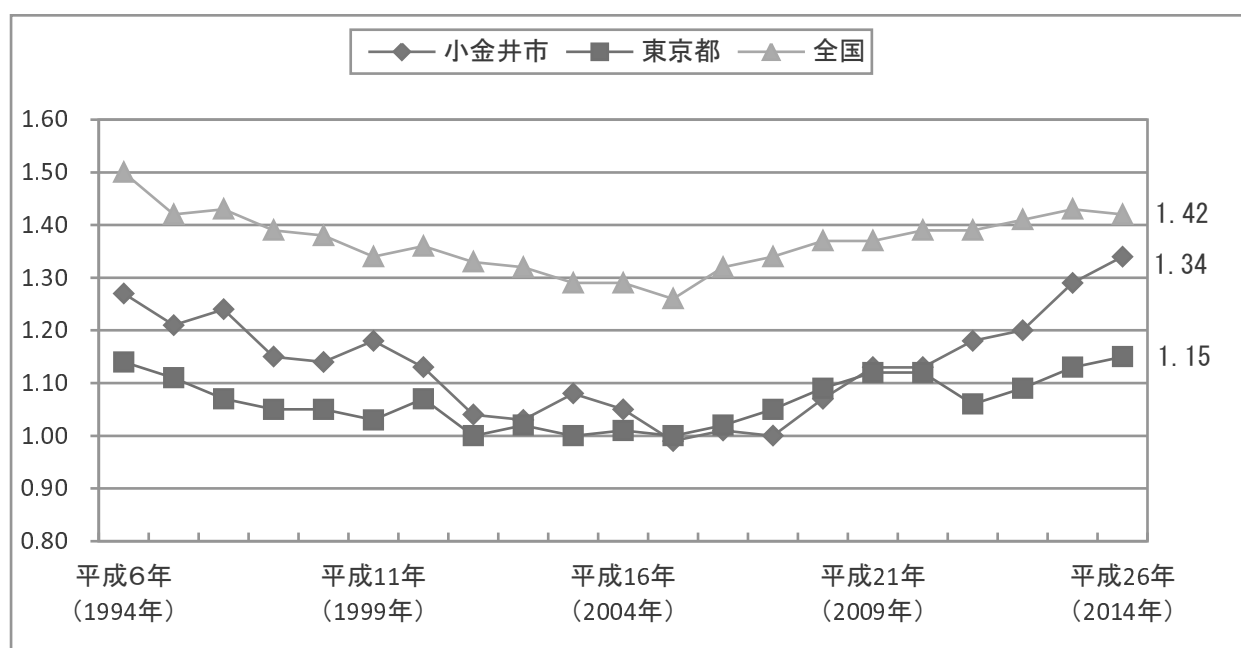


出展：平成22年国勢調査

(7) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成20(2008)年まで減少傾向でしたがそれ以降増加に転じ、平成26(2014)年時点では1.34と全国の値に近づいています。

＜合計特殊出生率の推移＞



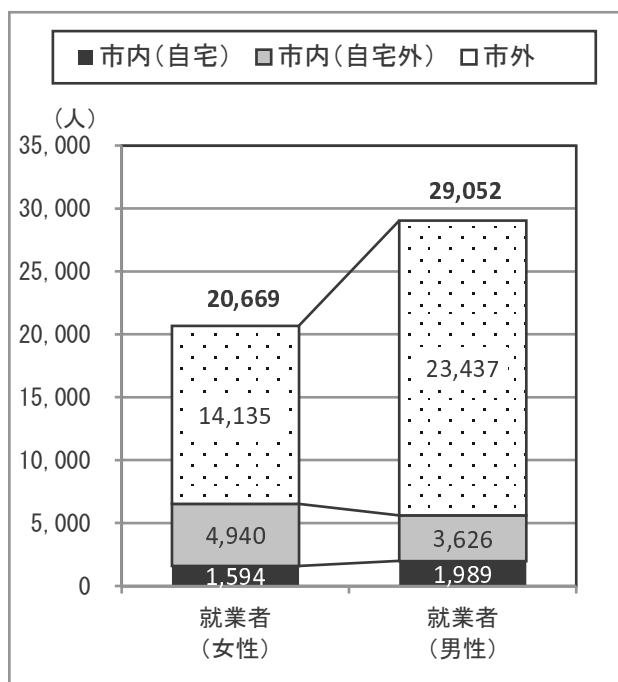
出展：東京都人口動態統計

(8) 就業の状況

市民の就業の状況をみると、女性就業者は20,669人、男性就業者は29,052人となっています。どちらも市外で就業している人が多く、女性では7割、男性では8割と大半を占めています。なお、市内で就業している市民は女性の方がより多くなっています。

雇用者の従業上の地位をみると、女性では正規雇用が47.6%、非正規雇用が52.4%、男性では正規雇用が80.4%を占めています。

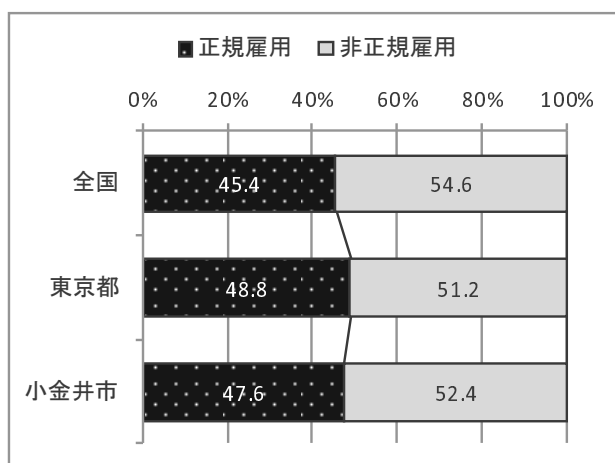
＜男女別・就業地（市内・市外）による15歳以上の就業者数＞



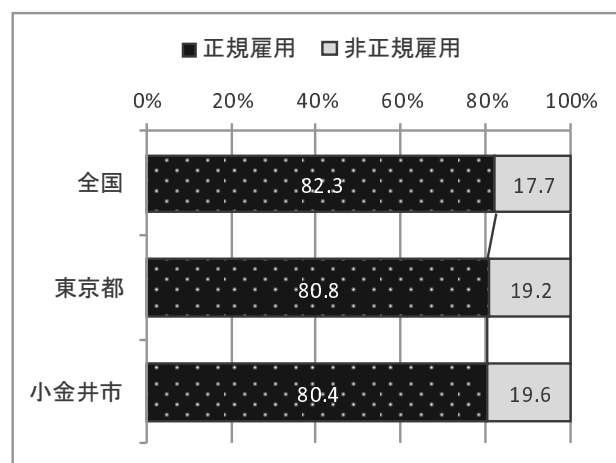
出展：平成22年国勢調査

＜男女別・従業上の地位＞

【女性】



【男性】

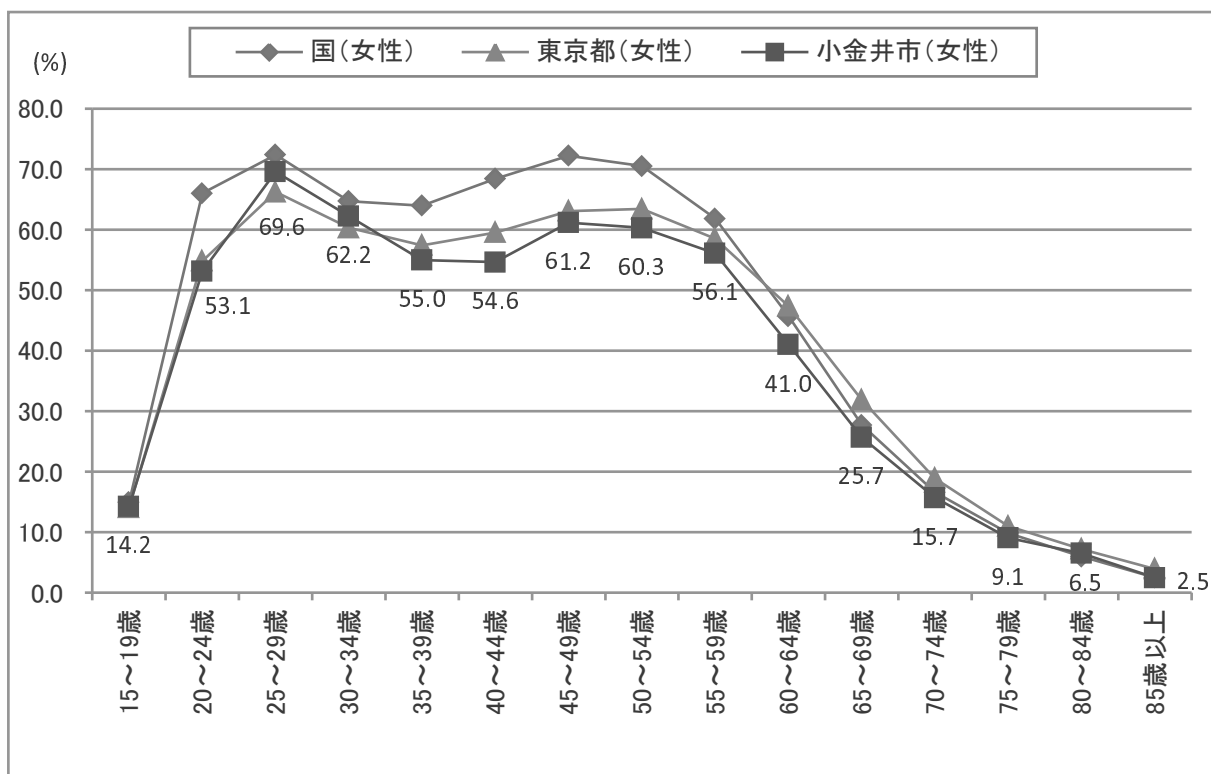


出展：平成22年国勢調査

(9) 女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率をみると、35歳～44歳にかけて減少するいわゆるM字型となっています。市の女性の労働力率は東京都（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷が深く40代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。

＜女性5歳階級別の労働力率＞



出展：平成22年国勢調査
 ※表示している数値は小金井市（女性）

2 アンケート結果概要

【調査実施概要】

調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
調査期間：平成27年9月25日～10月13日
回収結果：874票／2,000票（有効回収率：43.7%）

1 男女平等意識

○各分野の男女平等観

「男女平等である」が5割を超えるのは“学校教育の場”のみとなっている。

《男性優遇》は“政治の場”、“社会通念・慣習・しきたりなど”で7割台、“職場”や“社会全体として”で6割台と多くなっている。また、《男性優遇》はいずれの項目でも女性の方が多く、平等感には男女差が現れている。

全体として、前回（平成24年度）調査の結果と大きな変化は見られず、市民の中では依然として《男性優遇》の社会であるという感じ方は変わっていない。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

○1日あたりの家事に携わる時間

平日は、女性では3時間以上が約4割、男性では1時間以上が2割、「まったく関わっていない」も2割台となっている。これは就労状況や共働き状況でみても大きな違いはなく、女性が家事に多くの時間を割いていることがわかる。

○1日あたりの仕事に携わる時間

一方、就業の時間を見ると、女性では8時間以上が3割弱、男性では5割台と多い。また男性では「10時間以上」が4割弱を占めており長時間労働の現状が浮かび上がっている。

○生活における優先度（希望・現実）

希望と異なり、現実には、女性では『家庭生活優先』、男性では『仕事優先』が多くなっている。理想と現実のギャップは特に男性の30代と50代を筆頭に大きくなっている。

前回調査と比較すると希望・現実双方において『家庭生活優先』の割合が増えており、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実が流動化してきていることも垣間見られる。

○男女の役割分担意識（男は仕事、女は家庭）

女性では《反対》が半数以上を占めている。一方、男性では《賛成》と《反対》が共に4割台で並んでおり男女差がみてとれる。年代別でみると、男性では年代が上が

るにつれて《賛成》が増え、50歳代を境に《賛成》が多数派を占めるようになる。この結果、50代・60代において男女の意識差が最も大きくなっている。

国（内閣府）の調査と比較すると《賛成》は全国に比べて少ないが、前回調査結果と比べると男女ともに《賛成》がやや増加している。

○一般的に女性が仕事を持つことについての考え

男女とも「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」（中断再就職型）が4割弱で最も多く、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」（就労継続型）も3割台となっている。年代別でみると、40代までは女性は就労継続型、男性は中断再就職型を選択する人が多く、意識の違いがあらわれる。

国（内閣府）の調査結果では就労継続型が4割台、中断再就職型が3割台であり、これと比較すると男女とも中断再就職型が多くなっているのが特徴といえる。

○女性の就労継続のために必要なこと

「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が83.5%と特に多い。以下、「男性の家事参加への理解・意識改革」、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」、「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」が5割台で続いている。

○子どもを産み育てやすい環境

「認可保育園など保育施設の拡充」が7割を超えて最も多くなっている。以下、「育児休業中の給与の保障」、「子どもが病気の時一時的に預かってくれる施設の充実」、「学童保育の充実」が5割以上で続いている。

○介護してほしい人

女性では「施設や介護サービスの職員」が多く、男性では「配偶者」が多くなっている。

○介護が女性負担となりがちな理由

「男性が介護する場合、家計の収入が大きく減ってしまうから」が7割弱で最も多くなっている。以下、「男性の方が仕事の時間が長く介護の時間がとれないから」や、「介護休業制度がまだ不十分だから」といった意見が続いている。

「男は仕事、女は家庭」という性別での偏りは依然として根強く、ワーク・ライフ・バランスの実現には遠い状況。それを阻んでいるのは制度だけでなく、意識も障壁となっている。

3 人権尊重・暴力防止

○DVの被害経験

「まったくない」が7割以上。「被害の経験」では“怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する”が1割程度となっている。被害経験ありは女性で18.3%、前回調査とほぼ変わらない。なお、国の調査では女性の被害経験は23.7%であり、市の結果はそれより少ない。

女性のDV被害における相談経験（20.3%）は前回（30.8%）より減少しており、相談しなかった理由としては「相談しても無駄だと思った」が増加している。

○DV被害の相談先

相談先は「友人・知人」や「親族」が多く、「医師、カウンセラーなど」や「市役所の窓口・電話相談など」の専門機関や公的機関の利用は1割前後となっている。

4 推進のための仕組みづくり

○市の施策・取り組みの認知状況

「知っている」はいずれも1割未満となっている。「聞いたことがある」をあわせた《認知》でみると、“男女平等都市宣言”、“不平等や差別に対する苦情・相談窓口”、“男女共同参画講座（公民館）”、“こがねいパレット”が2割台。一方、「知らない」は多くの項目で7割以上となっている。前回と比較しても認知は微増から横ばいにとどまるものが多い。

○男女共同参画に関わることばの認知状況

「知っている」は、各種ハラスメントで8割台と多い。「聞いたことがある」をあわせた《認知》でみると、各種ハラスメントは9割台、“男女雇用機会均等法”、“育児・介護休業法”が8割台、“ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）”、“ジェンダー”が6割台となっている。男女共同参画社会基本法は「知らない」人の方が多く、前回調査よりも認知度は下がっている。

○施策要望

「女性が働きやすい環境づくりの促進」と「子育て支援策の充実」の2項目が6割台で多くなっている。この他では、「女性の再就職のための職業相談・学習機会の充実」と「学校で平等意識を育てる教育の充実」が4割台で続いている。前回調査から大きな違いはない。

3 前期計画期間の取り組みと課題

本市では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を基本理念とし、男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、一人ひとりが輝いて生きることができる男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな施策を実施してきました。

前期計画期間における主な取り組みと課題をまとめました。

現行計画の目標	施策内容
1 互いに認め合い、男女平等意識を備えたひとを育む	人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

【主な取組】

・人権・男女平等意識の意識改革の推進

人権・男女平等意識の浸透と定着に向けた取組として、さまざまなテーマを取り上げた「男女共同参画シンポジウム」や市民の実行委員による企画・運営による啓発イベント「こがねいパレット」をはじめ、各種講演会等を実施してきました。また、男女共同参画情報誌「かたらい」では、市民の編集委員とともに男女共同参画推進に向け、さまざまな情報を発信しました。

・男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性による固定観念に縛られない意識づくりを進めるため、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」（平成24年3月作成）を活用し、市が情報発信する際には、偏りのない表現、適切な言葉や表現に留意するよう努めてきました。また、第4次の年次報告書作成に合わせ、適正になされたかを全課へ調査し、調査結果を掲載しました。すべての課が「十分できている」、「概ねできている」と回答しています。今後も適切な言葉や表現に努めます。

《課題と今後の対応》

さまざまな啓発に取り組んできたところですが、残念ながら意識調査結果から、市の男女共同参画施策や関連する言葉に対する認知度が依然として低いことが伺えます。今後、さらに認知度を高めることが課題となっています。さらなる普及・啓発に向けて、さまざまな機会を捉え、関係各課・関係機関と連携しながら、広く啓発・周知に努めます。

小金井平和の日条例

男女共同参画社会づくりの基盤として、互いに認め合い、人権を尊重する意識が育まれることが大切です。本市では、男女平等の視点にとどまらず、命の尊さを考え、平和を希求する「小金井平和の日条例」を平成26年12月に制定しました。

現行計画の目標	施策内容
2 ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	男女が共に能力を発揮できる就業環境づくり 家庭生活との両立支援 地域づくり・市民活動 生涯を通じた男女の心身の健康支援

【主な取組】

・女性の就労に関する支援

自らの能力の向上や活躍をめざすことができるよう支援していくため、これまでも、東京しごとセンター多摩との共催事業による女性の再就職支援講座の開催、求人情報を無料で掲載できる就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を通じて、就労や雇用に関するさまざまな情報提供するなど、女性の就労支援に取り組んできました。

創業支援の一環として、平成26年度には「東小金井事業創造センター(KO-TO)」を開設し、創業を希望する市民や本市での創業を希望する事業者へ相談や情報提供、各種セミナーを実施し、支援に努めています。

・自立した生活への支援

だれもが生涯を通じて健康で自立し、地域で安心して暮らせるよう各種相談事業を実施してきました。

女性の様々な悩みごとの解決が図れるよう実施している女性総合相談については、平成25年度から実施回数を増やし、小さなお子さんのいる女性も相談しやすいように相談中の保育にも対応し、相談事業の充実に努めました。

《課題と今後の対応》

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざすためには、特に男性の家庭参画（家事・育児・介護・地域活動等）が求められ、就労環境の整備（長時間労働の改善等）や、男性や経営者・管理職等への意識啓発が課題となっています。また、意識調査結果では、女性が働きやすい環境づくりの促進や女性の再就職のための職業相談・学習機会の充実等が、施策要望の上位に挙げられています。だれもが能力を発揮できる多様な働き方、ライフスタイルの実現に向け、関係機関と連携を図りながら、各種事業の実施や情報提供等に努めます。

現行計画の目標	施策内容
3 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る	暴力の未然防止の意識づくり 被害者支援 相談・連携体制の整備・充実 ストーカーやセクハラ、虐待等への適切な対応と対策

【主な取組】

・DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

さまざまな機会を活用した啓発活動を進めるため、平成24年度から国の広域的な取組「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、庁舎内においてDV防止パネル展を実施し、DV防止啓発冊子や市の男女共同参画施策を紹介したパネル展示を行い、啓発に取り組みました。また、DV相談カード等を医療機関等関係機関に配布するなど早期発見のための連携に努めました。

・庁内連携体制の充実

配偶者等からの暴力防止と被害者支援の施策を推進していくため、庁内関係部署との情報共有・連携を図り、住所・居所に係る証明書の交付等における支援体制を強化しました。

《課題と今後の対応》

平成25年のDV防止法の一部改正に伴い、適用対象が、生活を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。意識調査においては、DV被害経験のある方が相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」という回答が多く挙げられています。DVは重大な人権侵害であるという認識を高めること、DVのみならず、ストーカー、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント、虐待など、さまざまな人権侵害に対し、暴力を容認しない社会的機運の醸成を図ることが大切です。あらゆる機会をとらえ、今後も暴力の未然防止の意識づくりを図ります。

また、関係機関・関係各課と連携し、相談しやすい窓口づくりに努め、被害者支援、相談体制の充実に努めます。

現行計画の目標	施策内容
4 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる	政策・方針決定過程への男女の参画 市民参加・協働による男女共同参画の推進 庁内の推進体制の充実・強化

【主な取組】

・ 市民や地域団体との協働

平成28年度に協働事業提案制度が創設され、地域における公共的課題解決に向け、市民と市が協働して取り組む事業が始まりました。

・ 庁内の男女平等の推進

性別にとらわれない多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立ち、男女共同参画を実践するための庁内環境づくりを進めてきました。人材育成に向けた取組では、第2次小金井市人材育成基本方針（平成26年6月策定）に基づき女性職員登用のための意識啓発及びキャリアデザイン支援の観点から、女性職員のためのキャリア研修を実施しました。また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき平成28年4月に小金井市特定事業主行動計画（第2次小金井市職員次世代育成支援プラン、小金井市女性職員活躍推進プラン）を策定し、男性育児休業取得率13%を目標に掲げるなど、男女共に働きやすい職場作りに取り組んでいます。

・ 計画の推進体制の強化

計画の進捗管理と評価の仕組みづくりへの取組として、第4次の年次報告書や事業について、毎年、男女平等推進審議会から提言を受け、提言内容を全庁に周知しフィードバックすることで事業等の見直しに努めています。また、審議の中で出された質問・意見に、関係各課が回答することで問題意識の共有を図っています。

《課題と今後の対応》

政策・方針決定過程への男女の参画の取組として、審議会等への女性の参画率＝目標50%を掲げています。また、市民参加条例に基づき、公募においては、男女に偏りのないよう努めていますが、全体の参画率（平成28年4月1日現在32.2%）は、まだ目標に及ばない状況です。達成に向け、引き続き取組みます。

また、男女共同参画社会の実現のためには、行政の果たす役割は大きく、市は男女共同参画の必要性を認識し、職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となれるよう、庁内の推進体制を充実していくことが重要です。今後も、男女共に働きやすい職場作りに努め、行動計画の実効性を高めるよう、男女平等推進審議会とともにPDCAサイクルの構築に努めます。

市民参加による推進事例

◆こがねいパレット

昭和 52(1977)年に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後 10 年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和 62 (1987) 年には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女のさまざまな観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21 世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成 13 (2001) 年に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

◆情報誌「かたらい」

女性問題をさまざまな角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和 63 (1988) 年に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成 12 (2000) 年には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

◆「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景にはさまざまな分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成 15 (2003) 年に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代をつなぐ—』、平成 18 (2006) 年に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代を歩む—』を編纂・発行し、市はその活動を支援しました。国内外の主要図書館で所蔵・公開されるなど、本市の男女共同参画の歩みを記録する、貴重な財産となっています。

◆市民組織の変遷（婦人問題懇談会～男女平等推進審議会）

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和 59 (1984) 年には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成 7 (1995) 年、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第 2 次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会議」を発足、平成 8 (1996) 年には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第 3 次行動計画策定時の平成 13 (2001) 年に設置された「(仮称) 第 3 次小金井市行動計画策定委員会」において、平成 15 (2003) 年の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第 5 章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現を目指して

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第4次行動計画では、そのために特に以下の二つのテーマの実現が不可欠であるとの認識のもとに、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」を掲げさまざまな取組を進めてきました。

「人権尊重」、暴力のない社会、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々が人として尊重され、健康を享受し、共に参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

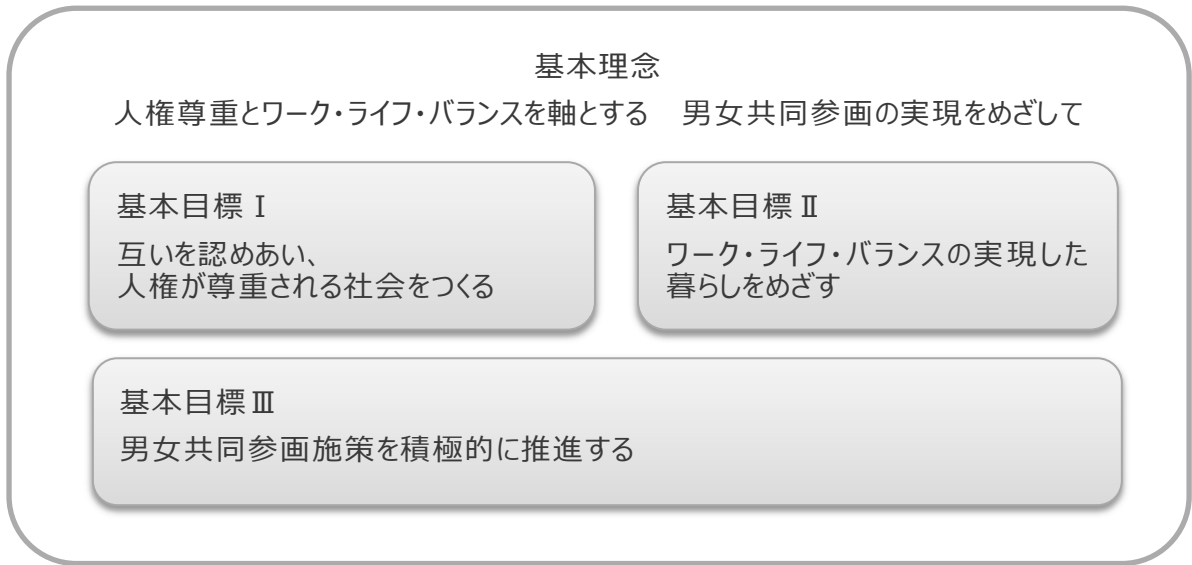
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」は、少子・高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。またもとより、地域や職場でいきいきと女性が活躍できること、仕事や家事・育児・介護の二重負担を強いられることがないようにすること、そのために、男性の意識や長時間労働といった男性中心型の労働慣行等を変えていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないキーワードです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念はこれまでの計画に引き続き、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。



基本目標Ⅰ 互いを認めあい、人権が尊重される社会をつくる

人権が尊重される社会づくりに向け、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画の学びへの支援や、男女の健康支援、困難を抱える様々な人への支援を進めます。

「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応したDVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、仕事、家庭生活、地域活動等、あらゆる分野に参画し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

「女性活躍推進法」に定められた市町村女性活躍推進計画を取り込み、職業生活における女性の活躍支援、男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画施策を積極的に推進する

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

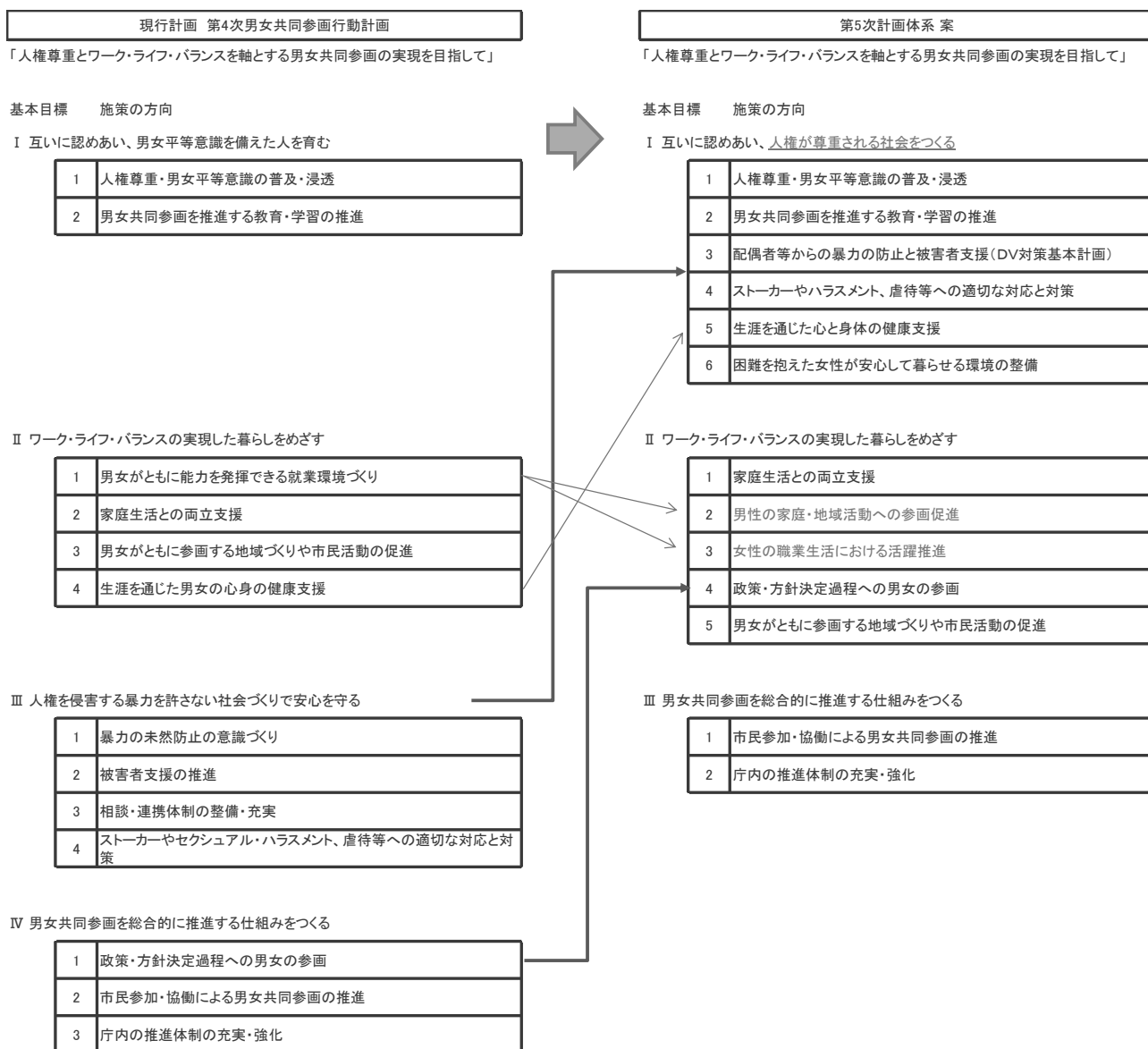
また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、市内の男女共同参画を推進します。

3 計画の体系

基本目標	施策の方向	
<p>I 互いに認めあい、人権が尊重される社会をつくる</p>	1	人権尊重・男女平等意識の普及・浸透
	2	男女共同参画を推進する教育・学習の推進
	3	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (DV対策基本計画)
	4	ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策
	5	生涯を通じた心と身体健康支援
	6	困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
<p>II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす</p>	1	家庭生活との両立支援
	2	男性の家庭・地域活動への参画促進
	3	女性の職業生活における活躍推進
	4	政策・方針決定過程への男女の参画
	5	男女がともに参画する地域づくりや市民活動の促進
<p>III 男女共同参画施策を積極的に推進する</p>	1	市民参加・協働による男女共同参画の推進
	2	庁内の推進体制の充実・強化

女性活躍
推進計画

【参考：第4次計画→第5次計画体系案 変更点】



- ・基本理念に合わせ、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」の2つを主要目標として設定、全体に関わるものとして目標3「積極的な推進」を置く
- ・目標1の人権には意識啓発にとどまらず、暴力やハラスメントなど人権に係る施策を含める
- ・目標2のワーク・ライフ・バランスは、女性活躍推進法を受けつつ、あらゆる分野における男女共同参画の推進をイメージし、従来不明瞭であった女性の就労支援、男性へのアプローチを明確にするとともに、「家庭生活との両立支援」に子育てや介護支援とともに事業所への啓発を含めることで、女性・男性・事業者、それぞれへのワーク・ライフ・バランス実現にむけた取り組みを充実させる
- ・従来目標3に置かれていた「政策方針決定過程への参画」を、あらゆる分野における参画促進、ワーク・ライフ・バランス達成のための基盤となるものと意識して目標2へ移動する

【参考：国の第4次計画体系】

国 第4次 男女共同参画基本計画

政策領域 個別分野

I あらゆる分野における女性の活躍

第1分野	男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
第2分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第3分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
第4分野	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
第5分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

第6分野	生涯を通じた女性の健康支援
第7分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶
第8分野	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
第10分野	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
第11分野	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
第12分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を盛り込んだ政策決定・予算編成の推進
地方公共団体や民間団体等における取組への支援

- ・市の計画は、国の新しい第4次計画と比較しても大きく抜け落ちていない。
- ・比較的弱い分野としては、国において新たに強調されてきた「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」「貧困対策」「防災」や「科学技術」分野における参画などがある。

第4章 施策の展開

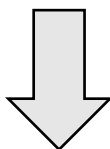
今後、目標ごとの取り組みを記載していきます。

第5章 計画の推進にむけて

P D C Aサイクル等を記載していきます。

(仮称) 第5次男女共同参画行動計画案検討に係るスケジュール (案)

	開催日時	検討内容等
第4回 男女平等推進審議会	平成28年8月25日(木) 午前10時～	・計画素案検討 ・推進状況調査・質疑確認
第5回 男女平等推進審議会	平成28年10月6日(木) 午後3時～	・計画素案(市民懇談会用素案)検討 ・推進状況についての意見取りまとめ
市民懇談会	平成28年10月16日(日) 午後(予定)	・計画素案の説明 ・意見交換
第6回 男女平等推進審議会	平成28年11月24日(木) 午後3時～	・計画素案(パブリックコメント用素案) 検討 ・推進状況についての提言案検討
パブリックコメント	平成28年12月5日～ 平成29年1月5日(予定)	・意見募集
第7回 男女平等推進審議会	平成29年1月下旬	・パブリックコメントに対する回答案及び 計画最終案検討
パブリックコメント結果(意見と回答)の公表		
第8回 男女平等推進審議会	平成29年2月下旬、 もしくは3月上旬	・計画答申案の確定 ・推進状況に対する提言案の確定



平成29年3月上旬 市長へ答申・提言を提出